

## 助成対象事業と助成内容

まちづくり分野	助成する事業	助成経費	助成額
景観保全・創造助成分野	<b>①歴史的建造物 保全部門</b> まちなか観光及び景観に資する歴史的建造物を所有者などが保全するための事業。 まちなかの観光及び景観形成に資する建造物であり、登録有形文化財またはそれに準ずる建造物であること。対象は都市計画区域内を原則とします。	調査費、設計費、資材費、工事費など。 飲食費は除く。	助成限度額 500 万円 助成率 1 / 2
	<b>②歴史的建造物 利活用部門</b> 市民団体などが歴史的建造物を地域活性化のために利活用して、地域のコミュニティづくりや観光客の受け入れなどを行う事業。 登録有形文化財またはそれに準ずる建造物で、地域で重要と考えられているものであること。対象は都市計画区域内を原則とします。また、事業を3年以上継続するものを対象とします。	調査費、設計費、資材費、工事費、内装費など（次年度以降の計画を提出）。 飲食費は除く。	助成限度額 500 万円 助成率 4 / 5
	<b>③景観創造部門</b> 市民団体などが、長井市景観条例及び景観計画の趣旨に基づき、まちなか観光のために、景観を整備する事業。 対象は都市計画区域内を原則とします。また、3年以上維持するものを対象とします。	調査費、設計費、資材費、工事費など。 飲食費は除く。	助成限度額 100 万円 助成率 1 / 1
まちづくり活動・観光交流分野	<b>④団体育成部門</b> まちづくりに向けて、第一歩を踏み出そうとする活動。 設立後3年未満の団体を対象とし、1回限りの助成とします。	専門家講師謝礼、旅費（視察を除く）、材料費、印刷費、通信費など。 飲食費は除く。	助成限度額 30 万円 助成率 2 / 3
	<b>⑤観光交流部門</b> <b>【小規模事業】</b> 市民団体や事業者などが連携して行うイベントなどの集客の事業、外部への情報発信事業と地域資源を活用した環境学習や体験・滞在型ツアーなどの観光交流事業。 ・助成期間は最大3カ年。 ・申請事業の採択後に、同じ事業で大規模事業を申請することはできません。	専門家の指導謝礼、旅費（視察を除く）、資材費、印刷費、会場費など（小規模事業を複数年希望する場合は計画を提出）。 仕入、飲食費は除く。	助成限度額 50 万円 助成率 2 / 3
	<b>【大規模事業】</b> 上記事業で、助成額を50万円を越えて100万円までを希望する事業。 ・助成期間は1年のみとします。 ・申請事業の採択後に、同じ事業で小規模事業を申請することはできません。		助成限度額 100 万円 助成率 2 / 3
<b>⑥商品開発部門</b> 事業者などの連携による商品、特産品の開発に資する事業。	専門家の指導謝礼、旅費（視察を除く）、資材費、会議資料印刷費、会場費など。 仕入、飲食費は除く。	助成限度額 50 万円 助成率 2 / 3	